

札幌市人事行政の運営等の状況

平成 28 年（2016 年）11 月

札 幌 市

目 次

1	人事行政の運営の状況	
(1)	職員の任免及び職員数に関する状況	1
ア	職員の採用及び退職の状況	
イ	職員の昇任及び降任の状況	
ウ	部門別職員数の状況	
エ	人口10万人当たりの職員数	
(2)	職員の人事評価の状況	2
(3)	職員の給料及び手当の状況	3
ア	人件費の状況	
イ	職員給与費の状況	
ウ	ラスパイレス指数の状況	
エ	職員の平均年齢及び平均給料月額	
オ	職員の初任給の状況	
カ	職員の経験年数別、学歴別平均給料月額	
キ	級及び職制上の段階ごとの職員数	
ク	職員の手当の状況	
ケ	特別職の報酬等の状況	
(4)	職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況	12
ア	勤務時間	
イ	年次休暇の状況	
ウ	その他の休暇の状況	
(5)	職員の休業の状況	14
ア	育児休業等の取得状況	
イ	その他の休業の取得状況	
(6)	職員の分限及び懲戒処分の状況	15
ア	処分事由別分限処分数	
イ	処分事由別懲戒処分数	
(7)	職員のサービスの状況	16
(8)	職員の退職管理の状況	17
(9)	職員の研修の状況	18
ア	職員研修の基本理念	
イ	研修実績	
(10)	職員の福祉及び利益の保護の状況	21
ア	健康管理の取組状況	
イ	共済組合の取組状況	
ウ	福利厚生	
エ	職員互助会の設置	
オ	公務災害等認定状況	

2 人事委員会の業務の状況

- (1) 任用関係事務…………… 25
 - ア 競争試験の実施状況
 - イ 採用選考の実施状況
 - ウ 係長候補者試験の実施状況
 - エ 昇任選考の実施状況
 - オ 転任（選考）の実施状況
 - カ 任命権者に委任している任用の実施状況
- (2) 平成 27 年職員の給与に関する報告及び勧告…………… 30
 - ア 勧告日
 - イ 公民較差
 - ウ 給与改定の主な内容
 - エ 給与制度の総合的見直し
 - オ その他の言及事項
- (3) 勤務条件に関する措置要求の審査…………… 32
 - ア 係属状況
 - イ 完結事案一覧表
- (4) 不利益処分に関する不服申立ての審査…………… 32
 - ア 係属状況

1 人事行政の運営の状況

(1) 職員の任免及び職員数に関する状況

ア 職員の採用及び退職の状況

(平成 27 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日、単位：人)

区 分	採 用	退 職		
		定年・準定年	そ の 他	合 計
一般行政職等	634	499	494	993
市費負担教員	6	22	4	26

イ 職員の昇任及び降任の状況

(ア) 一般行政職等

(平成 27 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日、単位：人)

昇 任					降 任
局長職	部長職	課長職	係長職	合計	
17	33	76	196	322	1

(イ) 市立高等学校、幼稚園教員

(平成 27 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日、単位：人)

昇 任			降 任
校長、園長	教頭	合計	
5	9	14	0

※ 教頭への昇任については、副校長への昇任も含む

ウ 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在、単位：人)

部門	職員数		前年度比
	平成27年	平成28年	
一般行政	7,278	7,278	0
教育・消防	3,608	3,609	+1
公営企業等	3,514	3,538	+24
計	14,400	14,425	+25

※ 「一般行政」とは、税務、保健福祉、土木など各都市に共通する基本的な業務です。

※ 「公営企業等」には病院局、交通局、水道局などの職員が含まれます。

※ 職員数は、臨時職員や非常勤職員などを除き、退職者や派遣者を含んだ数です。

エ 人口10万人当たりの職員数（一般行政部門）

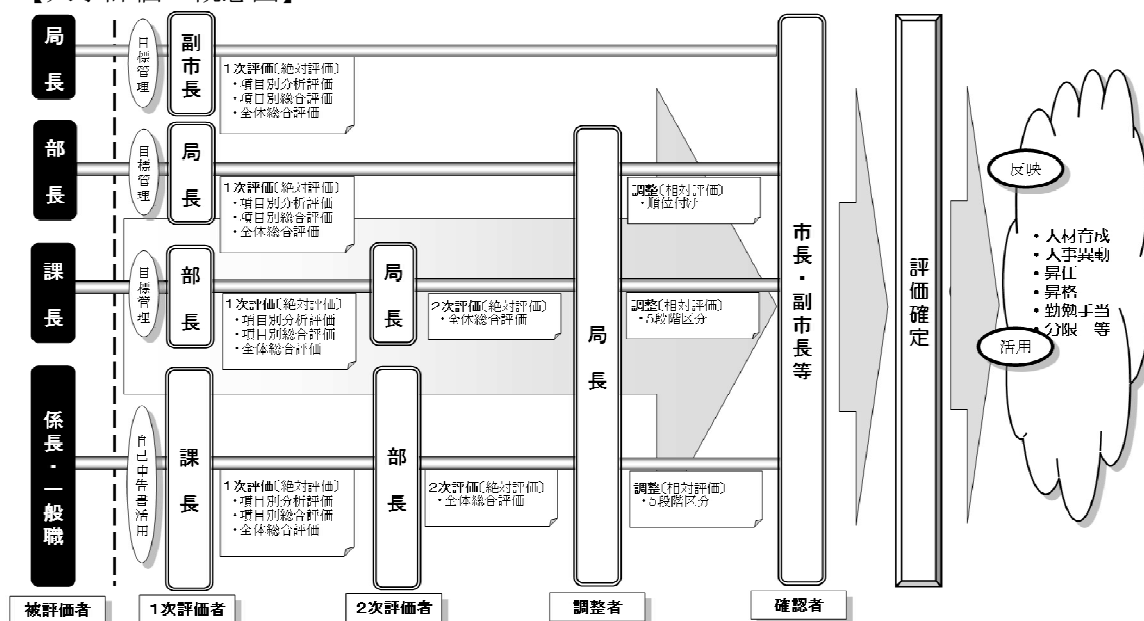
(各年4月1日現在、単位：人)

	平成27年	平成28年
札幌市	376.2	374.9
政令指定都市平均	445.1	448.3

(2) 職員の人事評価の状況

札幌市の市長部局では、下図のように人事評価を行っています。

【人事評価の概念図】



※ 9月30日を基準日として、前年10月1日から基準日までの期間の職員の勤務成績を評価

(3) 職員の給料及び手当の状況

ア 人件費の状況（平成 27 年度一般会計決算）

歳出総額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
千円 880,807,510	千円 92,440,039	% 10.5

イ 職員給与費の状況（平成 27 年度一般会計決算）

職員数 (A)	職員給与費				1人当たりの 給与費(B/A)
	給料	期末・勤勉手当	その他の手当	計 (B)	
人 10,805 (95)	千円 40,282,988	千円 15,597,879	千円 12,511,139	千円 68,392,006	千円 6,302

※ 職員給与費には、退職手当を含みません。

※ () 内は、再任用短時間勤務職員で外数。1人当たりの給与費は、これを含めて算出しています。

ウ ラスパイレス指数の状況

平成 27 年 4 月 1 日現在	平成 22 年 4 月 1 日現在
100.2 (対平成 22 年増減 -0.4)	100.6

※ 「ラスパイレス指数」とは、国家公務員の俸給月額を 100 として、対象とする自治体の職員の給料月額を指数化したものですが、国と自治体の職員の学歴・経験年数別の構成比・役職者比率等の職員構成等の違いによって数値に影響が出ます。

エ 職員の平均年齢及び平均給料月額の状況（一般行政職）

	平均年齢	平均給料月額
平成 28 年 4 月 1 日現在	39 歳 4 ヶ月	301,854 円
平成 27 年 4 月 1 日現在	39 歳 10 ヶ月	306,929 円

オ 職員の初任給の状況

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区 分		札幌市		国	
		初任給	2 年経過日	初任給	2 年経過日
一般行政職	大学卒	176,700 円	187,500 円	総合職(大卒) 181,200 円	202,600 円
				一般職(大卒) 176,700 円	
	高校卒	144,600 円	153,900 円	一般職(高卒) 144,600 円	153,000 円

※ 国家公務員の大学卒は、採用試験の区分により総合職と一般職に分かれています。

カ 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額状況（一般行政職）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
平成 28 年 4 月 1 日現在	大学卒	245,760 円	307,073 円	359,110 円
	高校卒	209,475 円	259,319 円	313,676 円
平成 27 年 4 月 1 日現在	大学卒	244,786 円	311,395 円	365,920 円
	高校卒	206,808 円	258,385 円	326,564 円

※ 経験年数とは、採用後、引き続き勤務している年数のほか、採用前に民間企業などの経歴がある場合は、その経験年数を加えた年数をいいます。

キ 級及び職制上の段階ごとの職員数の状況（平成28年4月1日現在）

(ア) 行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
10級	高度の知識経験を必要とする困難な業務を所掌する局長の職務	2	0.0	局長	2			
9級	局長の職務	32	0.4	局長	15	34	0.4	局長職
	区長			10				
				室長（局長級）	3			
				教育次長	1			
				事務局長（局長級）	3			
				計	32			
	高度の知識経験を必要とする困難な業務を所掌する部長の職務	7	0.1	部長	5			
				所長（部長級）	1			
				市場長	1			
				計	7			
8級	部長の職務	133	1.7	部長	109	140	1.8	部長職
	次長（部長級）			4				
				室長（部長級）	8			
				所長（部長級）	8			
				事務局長（部長級）	2			
				園長（部長級）	1			
				館長（部長級）	1			
				計	133			
7級	高度の知識経験を必要とする困難な業務を所掌する課長の職務	148	1.9	課長	131	475	6.2	課長職
	副所長（課長級）			1				
				所長（課長級）	14			
				次長（課長級）	1			
				清掃工場長	1			
				計	148			
6級	課長の職務	327	4.3	課長	246			
	館長（課長級）			1				
				所長（課長級）	78			
				清掃工場長	2			
				計	327			
5級	困難な業務を分掌する係長の職務	854	11.2	係長	772	1,613	21.2	係長職
	主査			52				
				所長（係長級）	1			
				次長（係長級）	4			
				園長（係長級）	12			
				副所長（係長級）	3			
				館長（係長級）	8			
				処理場長	2			
				計	854			
4級	係長の職務	759	10.0	係長	671			
	主査			80				
				副所長（係長級）	2			
				園長（係長級）	6			
				計	759			
	困難な業務を処理する主任の職務	746	9.8	主任	746			
3級	主任の職務	953	12.5	主任	953			
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	1,303	17.1	事務職員	819	5,364	70.3	一般事務・技術
				技術職員	484			
				計	1,303			
1級	定型的な業務を行う職務	2,362	31.0	事務職員	1,578			
				技術職員	784			
				計	2,362			
合計		7,626	100.0					

(イ) 消防職給料表

等級	職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
10級	高度の知識経験を必要とする困難な業務を所掌する局長の職務	0	0	-	-	1	0.1	消防司監
	局長の職務	1	0.1	局長	1			
9級	高度の知識経験を必要とする困難な業務を所掌する消防正監及び消防監の職務	0	0	-	-	15	0.8	消防正監 消防監
8級	消防正監及び消防監の職務	15	0.8	部長	2			
				消防学校長	1			
				消防署長	10			
				担当部長	2			
				計	15			
7級	高度の知識経験を必要とする困難な業務を所掌する消防司令長の職務	11	0.6	課長	11	52	2.9	消防指令長
6級	消防司令長の職務	41	2.3	課長	41			
5級	困難な業務を分掌する消防司令の職務	130	7.4	係長	93	565	32.0	消防司令
				主査	2			
				出張所長	34			
				消防科学研究所長	1			
				計	130			
4級	消防司令の職務	84	4.8	係長	72	655	37.1	消防司令補 消防士長 消防士
				主査	5			
				出張所長	7			
				計	84			
	極めて高度の知識又は経験を必要とする消防司令補の職務並びにこれに準ずる消防士長及び消防士の職務	351	19.9	消防司令補	161			
				消防士長	97			
				消防士	93			
				計	351			
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする消防司令補の職務並びにこれに準ずる消防士長及び消防士の職務	304	17.2	消防司令補	200			
				消防士長	98			
				消防士	6			
				計	304			
2級	高度の知識又は経験を必要とする消防司令補及び消防士長並びに特に高度の知識又は経験を必要とする消防士の職務	253	14.3	消防司令補	59	828	46.9	消防士長 消防士
				消防士長	191			
				消防士	3			
				計	253			
1級	消防司令補、消防士長及び消防士の職務	575	32.6	消防司令補	1			
				消防士長	202			
				消防士	372			
				計	575			
合計		1,765	100.0					

(ウ) 医師職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
4級	局長の職務	1	3.8	医務監	1	21	80.8	局長職
	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務	13	50.0	部長	13			
3級	部長の職務	8	30.8	部長 所長	7 1	3	11.5	課長職
	特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	0	0	計	8			
2級	課長の職務	3	11.5	課長	3	1	3.8	一般技術
	高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	0	0	-	-			
1級	医療業務及びこれと密接な関連を有する業務を行う職務	1	3.8	技術職員	1			
合計		26	100.0					

(エ) 現業職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
5級	多数の業務職員又は技能職員を直接指揮する職務	70	5.8	業務・技能職員	70	1,209	100.0	一般事務・技術相当
	高度の技能又は経験を必要とする困難な業務を総括処理する職務	404	33.4	業務・技能職員	404			
4級	高度の技能又は経験を必要とする困難な業務を行う職務	275	22.7	業務・技能職員	275			
3級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	283	23.4	業務・技能職員	283			
2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	64	5.3	業務・技能職員	64			
1級	定型的な業務を行う職務	113	9.3	業務・技能職員	113			
合計		1,209	100.0					

ク 職員の手当の状況

(ア) 職員に支給されている主な手当

【毎月支給の手当】

区 分	内 容 (平成 28 年 4 月 1 日現在)	支給職員 1 人当たり 平均支給月額 (平成 27 年度実績)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ①配偶者 14,800 円 ②配偶者以外の扶養親族 ・ 1 人につき 7,000 円 ・ 満 16 歳～22 歳の子がいる場合 1 人につき 6,000 円を加算	21,859 円
地域手当	給料、扶養手当、管理職手当の合計額に、札幌市内で勤務する職員には 3%、東京都特別区で勤務する職員には 20% を乗じた額を支給	10,054 円
時間外勤務・ 休日勤務手当	①時間外勤務手当 正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 1 時間あたりの給与額×(勤務した日や時間 に応じて 125/100～160/100 の範囲) で支給 ②休日勤務手当 休日等に正規の勤務時間として勤務した職員 に支給 1 時間あたりの給与額×135/100 で支給	(時間外) 26,863 円 (休日) 6,288 円
住居手当	住居費用を負担している職員に支給 ・ 自宅 廃止 (平成 30 年度まで経過措置。平成 28 年度は 4,500 円) ・ 借家 27,000 円を限度に支給	14,177 円
通勤手当	通勤のために費用を負担している職員に対して 支給 ・ 交通用具使用者には、使用距離に応じて 2,400 円から 32,000 円の範囲内で支給。 ・ 交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給	10,242 円

区 分	内 容 (平成 28 年 4 月 1 日現在)	支給職員 1 人当たり 平均支給月額 (平成 27 年度実績)
単身赴任手当	勤務課所の異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活している職員に対し支給 ・距離に応じて 30,000 円～100,000 円を支給	60,727 円
管理職手当	課長職以上の職員に対し、役職及び職務に応じ一定の額を支給 ・課長職 85,700 円～102,800 円 ・部長職 112,600 円～126,600 円 ・局長職 133,400 円～142,600 円	90,186 円
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康な業務に従事する職員に対し、それらの業務に従事した日数等に応じ支給 ・特定危険作業手当、清掃等作業手当、下水処理等作業手当、有害物取扱業務手当など 18 手当	8,546 円

【毎月支給以外の手当】

区 分	内 容 (平成 28 年 4 月 1 日現在)
期末・勤勉 手当	民間企業のボーナスに当たる手当 ・(給料月額+扶養手当+地域手当+職務に応じた加算額)を基礎として、6月は2.025月分、12月は2.175月分を支給
寒冷地 手当	北海道内に勤務する職員に支給 ・扶養親族のある世帯主である職員 116,800 円 ・その他の世帯主である職員 65,300 円 ・その他の職員 44,000 円

(イ) 退職手当の状況

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区分		札幌市		国	
		自己都合	定年	自己都合	勸奨・定年
支給率	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	20.445 月分	25.55625 月分
	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	29.145 月分	34.5825 月分
	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	41.325 月分	49.59 月分

※ 27 年度から支給率に変更はありません。

ケ 特別職の報酬等の状況

(7) 市長・副市長・議長・副議長・議員

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

	給料(報酬)月額	期末手当	退職手当
市長	1,280,000 円	3.15 月分(年間)	給料月額×在職月数×49/100
副市長	1,030,000 円	3.15 月分(年間)	給料月額×在職月数×39/100
議長	1,040,000 円	3.15 月分(年間)	退職手当は支給されません。
副議長	950,000 円	3.15 月分(年間)	退職手当は支給されません。
議員	860,000 円	3.15 月分(年間)	退職手当は支給されません。

※ 退職手当の在職月数については、48 月を上限としています。

(イ) 各種行政委員会委員・オンブズマン・その他の附属機関の委員

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

		人数	勤務形態	支給方法	支給額	平成 27 年度総支給額
教育委員会	教育長	1 人	常勤	給料月額	830,000 円	27,851,702 円
	委員	5 人	非常勤	報酬月額	251,000 円	
市選挙管理委員会	委員長	1 人	非常勤	報酬日額	32,500 円	5,444,000 円
	委員	3 人	非常勤	報酬日額	23,500 円	
区選挙管理委員会	委員長	10 人	非常勤	報酬日額	17,500 円	14,250,000 円
	委員	30 人	非常勤	報酬日額	15,000 円	
人事委員会	委員長	1 人	非常勤	報酬月額	301,000 円	9,636,000 円
	委員	2 人	非常勤	報酬月額	251,000 円	
監査委員		1 人	常勤	給料月額	800,000 円	18,969,260 円
		1 人	非常勤	報酬月額	301,000 円	
		2 人	議員選出	報酬月額	70,000 円	
農業委員会	会長	1 人	非常勤	報酬月額	96,000 円	12,571,982 円
	副会長	1 人	非常勤	報酬月額	67,000 円	
	委員	18 人	非常勤	報酬月額	47,000 円	
固定資産評価審査委員会委員		9 人	非常勤	報酬日額	12,500 円	437,500 円
オンブズマン		3 人	非常勤	報酬月額	550,000 円	19,800,000 円

※ その他の附属機関の委員については、報酬日額 12,500 円が支給されます。

(4) 職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況

ア 勤務時間（平成 28 年 4 月 1 日現在）

一般的な職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までの 8 時 45 分から 17 時 15 分までです。

休憩時間は、12 時 15 分から 13 時までです。

1 日の勤務時間は、休憩時間の 45 分を除いた 7 時間 45 分です。

1 週間の勤務時間は、38 時間 45 分です。

イ 年次休暇の状況

1 年度につき、20 日の年次休暇が与えられます。また、その年度中に使用しなかった年次休暇は、20 日を限度に翌年度に限り繰り越すことができます。

平成 27 年度は職員 1 人当たり 13.6 日使用しています。

ウ その他の休暇の状況

その他の休暇として、以下の特別休暇や介護休暇が設けられています。

(ア) 特別休暇の種類、取得要件・日数 （平成 28 年 4 月 1 日現在）

種 類	取得要件・日数
結婚休暇	職員が結婚した場合、連続する 5 日以内
忌引休暇	親族が死亡した場合、親族に応じて定める日数（10 日以内）
父母等の祭日	父母等の追悼のため特別な行事が行われる場合、1 日以内
生理休暇	生理日により就業が困難な場合、連続する 2 日以内
産前産後休暇	職員が出産する場合、産前・産後 8 週間
育児時間	生後満 1 年 6 月未満の子を育てる場合、1 日 2 回各 45 分以内又は 1 日を通じて 1 時間 30 分以内
通勤緩和措置	妊娠中の職員が通勤する場合、1 日につき 1 時間以内
妊産婦の通院	保健指導等で通院する場合、その都度必要と認められる時間
妊娠障害	妊娠による諸障害で就業が困難な場合、7 日以内
出産補助	妻の出産に際して付添い、手続き等を行う場合、3 日以内
子育て参加休暇	職員の妻が出産する場合、妻の出産予定日の 8 週間前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までにおいて 5 日以内
子の看護休暇	職員が中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）の看護をする場合、対象となる子が 1 人の場合は 1 年度につき 5 日以内、2 人以上の場合は 1 年度につき 10 日以内
短期介護休暇	職員が要介護者の介護その他の必要な世話を行う場合、要介護者が 1 人の場合は 1 年度につき 5 日以内、2 人以上の場合は 1 年度につき 10 日以内
ボランティア休暇	自発的にかつ報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合、1 年度につき 5 日以内
現住居滅失、破壊	地震等非常災害により現住居が滅失破壊した場合、連続する 7 日以内
その他	骨髄バンクへの登録、選挙権等公民権の行使、裁判員等としての官公署への出頭、感染症や災害による出勤困難な場合、必要と認められる期間

(イ) 介護休暇の取得状況（平成 27 年度）

（単位：人）

	取得者数	休暇の取得形式		
		全日型中心	時間型中心	その他
男性職員	2	2	0	0
女性職員	4	4	0	0
合計	6	6	0	0

(5) 職員の休業の状況

職員の休業として、育児休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業、大学院修学休業制度等が設けられています。

ア 育児休業等の取得状況（平成 27 年度）

（単位：人）

区 分	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間勤務 取得者数
男性職員	18	4	0
	1	1	0
女性職員	332	143	30
	316	79	23
合計	350	147	30
	317	80	23

※ 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段には平成 27 年度に新たに育児休業、部分休業、育児短時間勤務を取得した者、下段には育児休業、部分休業、育児短時間勤務の期間が平成 26 年度以前から 27 年度にかけて引き続いてしている職員の数を掲載しています。（教職員（市費及び道費）を含む）

イ その他の休業の取得状況（平成 27 年度）

（単位：人）

区 分	自己啓発等休業 取得者数	配偶者同行休業 取得者数	大学院修学休業 取得者数
男性職員	0	0	1
	1	0	0
女性職員	1	0	0
	0	0	0
合計	1	0	1
	1	0	0

※ 「自己啓発等休業取得者数」、「配偶者同行休業取得者数」、「大学院修学休業取得者数」の欄の上段には平成 27 年度に新たに自己啓発等休業、大学院修学休業を取得した者、下段には自己啓発等休業、大学院修学休業の期間が平成 26 年度以前から 27 年度にかけて引き続いてしている職員の数を掲載しています。（教職員（市費及び道費）を含む）

(6) 職員の分限及び懲戒処分の状況

ア 処分事由別分限処分数

(平成 27 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日、単位：人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0	0			0
心身の故障の場合	0	1	588		589
職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
職制等の改廃により過員等を生じた場合	0	0			0
刑事事件に関し起訴された場合			0		0
条例に定める事由による場合			0	0	0
合 計	0	1	588	0	589

※ 発令件数

イ 処分事由別懲戒処分数

(平成 27 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日、単位：人)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
法令違反	3	0	3	1	7
職務上の義務違反又は怠慢	0	0	6	1	7
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	0	2	1	3	6
合 計	3	2	10	5	20

(7) 職員のサービスの状況

職員のサービス規律確保のため、次のような取り組みを行っています。

不祥事防止委員会の設置と サービス管理員制度の実施	職員の不祥事防止のため、不祥事防止委員会を設置し、サービス規律確保の取り組みの決定や、その進行管理などを行っています。 また、公務員倫理の保持及びサービス規律の徹底を図るため、職員の日常のサービス管理を厳正かつ適正に執行するためのサービス管理員を各局・区役所等に置き、サービス管理員を中心として、日常的な職員のサービス規律の遵守状況等を調査し、綱紀の弛緩を来たすことがないよう万全を期しています。
サービス管理員等連絡会議の開催	全サービス管理員が参加する連絡会議を毎年開催し、公務員倫理確立のための重要事項や、前年度の不祥事などを踏まえたサービス上の注意事項の共有を図っています。
職務上関係する業者等との対応に係る行動基準の制定・運用	職務上関係する業者等との接触に関わることにについては、特に行動基準を定めています。この基準では、利害関係を有する団体又は個人からの金銭・物品の受領や接待などを禁じており、組織的に基準に則り行動しています。
eラーニングによるサービス意識の徹底	各職員が職場で接遇・サービス管理規律について学習することを目的として、庁内イントラネットを利用した職場学習システム「eラーニング」を利用した講座を設けています。職務に支障のない範囲で職員が自発的に接遇やサービス規律などを学ぶことを支援しています。
サービス規律確保に関する通知	公務員倫理及びサービス規律の確保・徹底のため、全庁的な通知を定期的に行っています。また、より効果的なサービス規律の確保のため、社会情勢を的確に把握し、その時々に応じた内容で随時通知を行っています。
サービス規律研修の実施	各局区においてサービス規律に関する研修を実施することを義務付けています。研修では、各職場で工夫しながら取り組みを行っているほか、人事課職員を講師とした出前研修も実施しています。

(8) 職員の退職管理の状況

課長職以上の職を経験し、平成 26 年度以降に退職（再任用離職を含む。）をして平成 28 年 4 月 1 日以降に本市出資団体・民間登録業者・その他の法人に再就職した者の状況は、次のとおりです。（平成 28 年 7 月 1 日現在）

再就職先	人数（人）
本市出資団体	24
民間登録業者（※）	15
その他の法人	40
合計	79

※競争入札参加資格を有する民間企業

(9) 職員の研修の状況

ア 職員研修の基本理念

“市民自治によるまちづくり”を推進するため、「目指す職員像」の実現に向けた人材育成・能力開発を進めます。

<p>【目指す職員像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民志向～市民の視点に立って考え、行動し、期待に応える職員 ・成長志向～自らの能力を高めるとともに、部下・後輩を育成し、組織力を向上させる職員 ・未来志向～責任を持って使命を果たすとともに、時代の変化を読み、未来を切り開く職員

イ 研修実績（平成 27 年度）

(ア) 自治研修センターが実施する研修※1

(単位：回、人)

研修名			平成 27 年度実績	
			回数	人数
一般職研修	新採用	新採用職員 1 前期研修（事務・技術）	1	406
		新採用職員 2 前期研修（事務・技術）	1	15
		新採用職員 3 前期研修（業務）	1	26
		新採用職員 1 後期研修（事務・技術）	12	399
		新採用職員 2 後期研修（事務・技術）	1	14
		新採用職員 3 後期研修（業務）	1	26
	一般	採用 3 年目職員研修	15	490
		転任職員研修（事務・技術）	1	10
		ファーストステップキャリア研修	1	116
		中堅職員研修 I	1	36
		中堅職員研修 II	1	22
		新採用職員育成担当者研修	1	36
		再任用職員研修※2	1	145
		女性職員キャリア研修※2	3	77
	小計 (1)		41	1,818

研修名			平成27年度実績	
			回数	人数
役職者研修	局長職	行政経営セミナー	1	81
	部長職	新任部長研修	1	34
	課長職	新任課長研修	1	87
		課長のための部下育成研修	3	80
		課長セミナー リスク防止・対策	1	93
		課長のための組織運営力強化研修	1	26
	係長職	新任係長研修	1	217
		係長のためのマネジメント研修	8	229
		係長予定者セミナー	1	176
		再任用職員研修（再掲）※2	(1)	63
		女性職員キャリア研修（再掲）※2	(3)	6
小計（2）			18	1,092
能力開発研修	法務基礎研修		2	91
	クレーム対応力研修（交渉力強化編）		1	36
	資料作成センスアップ研修		2	66
	整理力アップ研修		1	35
	デジタルプレゼンテーション研修		1	18
	タイムマネジメント研修		2	69
	ロジカルライティング研修		1	32
	英語初心者のためのおもてなし力向上研修		3	101
	小計（3）			13
発 支 援 自 己 啓	職員セミナー		1	96
	小計（4）			1
職場研修支援	出前研修 市民対応力向上編		15	297
	出前研修 人を育てる職場づくり編		7	134
	出前研修 整理力アップ編		10	176
	出前研修 服務規律編		11	356
	小計（5）			43
部局研修支援	契約事務研修		2	190
	支出事務研修		4	88
	旅費事務研修		2	151
	施設管理研修		1	47
	予算決算事務研修		1	60
	予算編成事務研修		1	95
	文書事務研修		8	201
	秘書研修		1	35
	小計（6）			20
合 計			136	5,284

(イ) 職場研修、部局研修、委託・派遣研修

(単位：回、人)

事業名	平成 27 年度実績	
	回数	人数
職場研修※3	2,894	53,815
部局研修※4	350	13,665
委託・派遣研修※5	688	1,762
合 計	3,932	69,242

※1 「自治研修センターが実施する研修」とは、自治研修センターが行う職員一般に共通する事項に関する研修です。

※2 一般職～係長職を対象として実施

実施回数は一般職の欄において計上、人数は職位別に計上

※3 「職場研修」とは、各職場が所属職員を対象に、日常の業務を通じて計画的かつ継続的に職員を指導するための研修です。

※4 「部局研修」とは、業務の総括又は調整に関する事務を所管する局が、当該業務に従事する複数の局の職員を対象に、統一的かつ適正な事務の執行を図るために実施する集合研修です。

※5 「委託・派遣研修」とは、国、地方公共団体、民間企業その他の団体が主催する研修、講演会（セミナー）等に職員を参加させるもの（委託研修）や国、地方公共団体、民間企業その他の団体に職員を派遣して行うもの（派遣研修）です。

(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員が元気に安心して働き、能力を十分に発揮できるため、健康管理と福利厚生に関する取り組みを行っています。

ア 健康管理の取組状況（平成 27 年度）

(ア) 健康診断

法令に基づいて、定期健診、婦人科健診や業務の特殊性に応じた特殊健診などを行い、病気の予防と早期発見に努めています。

項 目		対 象 者	受 診 者 数 (人)
定期健康診断		全職員及び非常勤職員	14,340人
特殊健康診断		特定業務従事者	延べ 7,146人
婦人科 検診	乳がん	30歳以上の希望する女性職員 (40歳以上は、偶数年齢のみ)	1,588人
	子宮がん	20歳以上の希望する女性職員	2,330人

(イ) 健康相談

職員が抱える心身の問題を解決するため、保健師などによる健康相談を行っています。

(ウ) 健康講座

病気を防ぎ健康な体を保つため、ダイエットや禁煙などのセミナーを行っています。

(エ) メンタルヘルス対策の取組状況

啓発活動	心の健康の問題を解決するためには、周りの人たちの理解が不可欠です。研修や広報誌などを生かして、すべての職員に、心の健康についての意識と知識を持つよう呼びかけています。
悩みごと 相 談	悩みごとを解決し、心の病気を防ぐため、カウンセラーなどによる悩みごと相談を行っています。
職場復帰 支 援	心の病気のため職場を離れて治療していた職員が、スムーズに職場に復帰できるよう職場リハビリ（慣らし勤務）の制度を設け、職場復帰への支援を行っています。

イ 共済組合の取組状況（平成 27 年度）

地方公務員等共済組合法に基づき職員の医療給付や退職後の年金支給、福祉・健康の増進等、職員の相互救済を目的として設置しています。

組合員	14,151 人(※1) なお道費負担教職員（小中学校教職員）、市立高等学校職員については公立学校共済組合に加入しています
短期給付事業	組合員及び被扶養者の疾病、負傷、死亡、出産等に関する給付 財源率 標準報酬月額(※2)に対する 106.96/1,000 を組合員と事業主が折半して負担 他に公的負担金等(※3)として標準報酬月額に対する 0.49/1,000 を地方公共団体が負担 介護保険に関する財源率として、標準報酬月額に対する 12.72/1,000 を組合員と事業主が折半して負担（40 歳以上 65 歳未満）
長期給付事業	老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金等の給付 財源率 厚生年金保険料として、標準報酬月額に対する 172.78/1,000 を組合員と事業主が折半して負担 退職等年金給付に関する財源率として、標準報酬月額に対する 15/1,000 を組合員と事業主が折半して負担 他に経過的長期負担金(※4)として標準報酬月額に対する 0.263/1,000、公的負担金(※5)として標準報酬月額に対する 40.2/1,000、追加費用(※6)として給料に対する 36.8/1,000 を事業主又は地方公共団体が負担
福祉事業	健康診断、保健相談、健康づくり事業、宿泊施設の運営、貯金の受入れ、住宅等資金の貸付等 ・健康診断、保健相談、健康づくり事業等の保健事業 財源率 標準報酬月額に対する 3.44/1,000 を組合員と事業主が折半して負担 ・宿泊施設の運営、貯金の受入れ、住宅等資金の貸付 財源 宿泊施設の売上収入、貯金の運用収入、貸付金の利息収入によりそれぞれ運営

※1 組合員数は平成 27 年度末現在の人数（任意継続組合員を含む。）を、財源率は平成 27 年度末現在の割合をそれぞれ示します。

※2 標準報酬月額とは、各組合員の毎月の給与（報酬）を基礎に決定する保険料（掛金・負担金）算定のための基準額です。この他に期末・勤勉手当を基礎として決定する標準期末手当等の額に対しても、標準報酬月額と同率の負担があります。

※3 短期給付事業の公的負担金等とは、育児・介護休業手当金の給付等の共同負担事業に充てるため地方公共団体が負担する費用として法定されているものです。

※4 平成 27 年 9 月以前に決定された公務障害・公務遺族給付に充てるため事業主が負担する費用として法定されているものです。

※5 長期給付事業の公的負担金とは、基礎年金の給付に充てるため地方公共団体が負担する費用として法定されているものです。

※6 追加費用とは、地方公務員等共済組合法施行前（昭和 37 年 12 月施行）の期間分の年金給付に充てるため地方公共団体が負担する費用として法定されているものです。

ウ 福利厚生を取組状況（平成 27 年度）

事業名	事業内容	参加者・表彰者数
ライフプラン事業	退職後も含めた生涯の生活設計を確立するための支援と情報の提供を行うため、各年代ごとにセミナーを行っています。	新採用セミナー 311 人 満 30 歳セミナー 177 人 満 40 歳セミナー 111 人 満 50 歳セミナー 163 人 満 58 歳セミナー 220 人
永年勤続職員表彰	永年にわたる労苦に報い、将来に向けての新たな意欲の喚起、士気高揚を目的に表彰を行っています。	勤続 10 年表彰 226 人 勤続 20 年表彰 269 人 勤続 30 年表彰 243 人
レクリエーション事業	駅伝、サッカー、野球などの職員親睦大会を行っています。	12 大会合計 2,839 人

エ 職員互助会の設置

職員の福利厚生に関する事業を行う職員互助会として、規則に基づき「一般財団法人札幌市職員福利厚生会」を設置しています。札幌市の財政状況などを考慮して事業内容の見直しを行っていますが、今後も時代に即した福利厚生事業とするため、適宜見直しを検討していきます。

区 分		平成 27 年度（決算）	平成 28 年度（予算）
会 員		15,847 人	15,868 人
会 費		給料月額 5/1,000 または年度当初に定める金額(定額)	
事業費	会 費	290,201 千円	290,608 千円
	交 付 金	141,124 千円	159,060 千円
	事業収入・負担金・補助金及びその他収入	156,092 千円	148,690 千円
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年等がスポーツ及び芸術文化にふれあうための事業 ・ 市政の円滑な運営に必要な事業及び札幌市からの受託事業 ・ 職員等の福利厚生に関する事業（リフレッシュ事業、体育レクリエーション奨励事業等） ・ 職員等の相互扶助に関する事業（援護事業、保険事業等） ・ 市有施設内における売店及び食堂に関する事業 ・ その他必要な事業（広報事業等） ・ 法人の管理業務 	

※ 道費負担教職員（小・中学校教職員）、臨時職員は除く。

オ 公務災害等認定状況

平成 27 年度の公務災害と通勤災害の認定状況は以下のとおりです。

公務災害	105 件
通勤災害	23 件

2 人事委員会の業務の状況

(1) 任用関係事務

ア 競争試験の実施状況

(ア) 実施日

種 類	第 1 次 試 験 日	第 2 次 試 験 日	最 終 合 格 発 表 日
大学の部、保健師	平成 27 年 6 月 28 日 ～ 7 月 13 日	平成 27 年 7 月 7 日 ～ 8 月 8 日	平成 27 年 8 月 21 日
短大の部、保育士、 栄養士、高校の部	平成 27 年 9 月 27 日 ～ 10 月 10 日	平成 27 年 10 月 7 日 ～ 11 月 3 日	平成 27 年 11 月 13 日
社会人経験者の部	平成 27 年 9 月 27 日 ～ 11 月 7 日	平成 27 年 11 月 20 日 ～ 11 月 29 日	平成 27 年 12 月 11 日

(イ) 実施状況

試験の種類	試 験 区 分	受験者数(人)	登録者数(人)	倍 率 (倍)	
大 学 の 部	一般事務	行政コース	1,659	174	9.5
		福祉コース	106	24	4.4
	学 校 事 務		91	18	5.1
	土 木		71	42	1.7
	建 築		49	18	2.7
	電 気		57	14	4.1
	機 械		44	11	4.0
	衛 生		98	18	5.4
	造 園		18	5	3.6
	消 防 吏 員		240	35	6.9
	小 計		2,433	359	6.8
短 大 の 部	一 般 事 務		133	13	10.2
	学 校 事 務		28	4	7.0
	土 木		8	4	2.0
	電 気		5	1	5.0
	機 械		5	1	5.0
	消 防 吏 員		160	14	11.4
小 計		339	37	9.2	
資 格 ・ 免 許 職	保 健 師		58	10	5.8
	保 育 士		123	43	2.9
	栄 養 士		126	15	8.4
	小 計		307	68	4.5

高校の部	一般事務	330	35	9.4
	土 木	10	4	2.5
	電 気	15	4	3.8
	機 械	7	2	3.5
	消防吏員	266	22	12.1
	小 計	628	67	9.4
社会人 経験者の部	一般事務	1,053	16	65.8
	土 木	110	14	7.9
	建 築	56	6	9.3
	電 気	83	5	16.6
	機 械	57	7	8.1
	衛 生	49	6	8.2
	造 園	15	2	7.5
	保 健 師	39	4	9.8
	小 計	1,462	60	24.4
合 計		5,169	591	8.7

※登録者数…採用候補者名簿登録者数

イ 採用選考の実施状況

(ア) 公募式選考採用（身体に障がいのある方を対象とした採用選考）

職	受験者数(人)	合格者数(人)	倍率(倍)
一般事務	31	2	15.5

(イ) 非公募式選考採用

(人)

職	局長職	部長職	課長職	係長職	一般職
人数	0	9	8	3	2

ウ 係長候補者試験の実施状況

(ア) 実施日

第1次試験日	第2次試験日		係長昇任候補者 名簿確定日
	記述式・論述式	面接試験	
平成27年11月1日	平成27年11月28日	平成27年12月7日～17日	平成28年1月12日

(イ) 実施状況

種 別	区 分	受験者数(人)	登録者数(人)	倍 率(倍)
事 務 系	I	68	12	5.7
	II	323	49	6.6
	III	615	53	11.6
	小 計	1,006	114	8.8
土 木 系	I	12	4	3.0
	II	55	9	6.1
	III	145	10	14.5
	小 計	212	23	9.2
建 築 系	I	2	0	-
	II	2	1	2.0
	III	19	7	2.7
	小 計	23	8	2.9
設 備 系	I	15	3	5.0
	II	20	3	6.7
	III	64	4	16.0
	小 計	99	10	9.9
衛 生 系	I	1	1	1.0
	II	13	4	3.3
	III	53	4	13.3
	小 計	67	9	7.4
合 計	I	98	20	4.9
	II	413	66	6.3
	III	896	78	11.5
	総 計	1,407	164	8.6

※区分： I…50歳以上、II…40歳以上50歳未満、III…40歳未満

※登録者数…昇任候補者名簿登録者数

エ 昇任選考の実施状況

(ア) 一般職員

(人)

職	局長職	部長職	課長職	係長職
人 数	11	42	95	26

(イ) 消防吏員

(人)

職	消防正監	消 防 監	消防司令長
人 数	3	4	9

オ 転任（選考）の実施状況

平成 27 年度の転任選考の結果は教育公務員から一般職員への転任が 1 名である。

カ 任命権者に委任している任用の実施状況

(ア) 採用（選考）

任命権者	職	被選考者数（人）	合格者数（人）	倍率（倍）
市長	作業療法士	4	2	2.0
	精神科療法士 (満 30 歳未満)	24	1	24.0
	精神科療法士 (満 30 歳以上満 60 歳未満で、 業務経験 5 年以上)	21	2	10.5
	医師	1	1	1.0
	現業職	149	38	3.9
病院事業 管理者	看護師 (満 30 歳未満)	63	56	1.1
	看護師 (満 30 歳以上満 60 歳未満で、 業務経験 5 年以上)	34	15	2.3
	助産師 (満 30 歳未満)	6	6	1.0
	助産師 (満 30 歳以上満 60 歳未満で、 業務経験 5 年以上)	3	2	1.5
	薬剤師	11	3	3.7
	臨床検査技師	25	1	25.0
	診療放射線技師	6	2	3.0
	医師	28	28	1.0
	消防長	回転翼航空機操縦士	4	1
交通事業 管理者	高速電車車掌	115	6	19.2

(イ) 昇任

a 競争試験

任命権者	試験の種別	受験者数(人)	合格者数(人)	倍率(倍)
消 防 長	消 防 司 令	174	19	9.2
	消 防 司 令 補 A	225	28	8.0
	消 防 司 令 補 B※1	19	9	2.1
	消 防 士 長 A	146	44	3.3
	消 防 士 長 B※2	2	2	1.0
	合 計	566	102	5.5

※1 消防司令補B：10年以上消防士長の階級にあり、満45歳以上の者

※2 消防士長B：10年以上消防士の階級にあり、満40歳以上の者

b 選考

任命権者	選考にかかる職	昇任者数(人)								
		2級職	3級職	4級職	5級職	6級職	7級職	8級職	9級職	10級職
市 長	行政職	205	137	83	130	-	63	-	6	3
	医師職	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	医療看護職	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	現業職	6	12	-	59	-	-	-	-	-
交通事業 管 理 者	企業職(1)	12	2	7	5	-	1	-	-	-
	企業職(2)	-	-	-	18	-	-	-	-	-
水道事業 管 理 者	企業職(1)	16	6	13	7	-	2	-	-	-
	企業職(2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
病院事業 管 理 者	企業職(行)	14	2	2	4	-	-	-	-	-
	企業職(医師)	1	5	5	-	-	-	-	-	-
	企業職(看護)	23	14	12	4	-	3	-	-	-
	企業職(現)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消 防 長	-	57	16	20	19	-	4	-	-	-

(ウ) 転任(競争試験) …現業職員から一般職員の転任

平成27年度の転任試験の合格者は、一般事務4名、土木2名である。

(2) 平成 27 年職員の給与に関する報告及び勧告

ア 勧告日

平成 27 年 9 月 18 日

イ 公民較差

民間給与	職員給与	公民較差
356,524 円	355,779 円	745 円 (0.21 %)

ウ 給与改定の主な内容

<p>A 月例給</p> <p>a 給料表 民間における水準及び人事院勧告の内容等を考慮し、若年層に配慮した給料表水準の引上げ</p> <p>b 地域手当 人事院勧告の内容を踏まえ、東京都特別区内に勤務する職員及び医師職給料表の適用を受ける職員における地域手当の支給割合を引上げ</p> <p>c 初任給調整手当 人事院勧告の内容に準じ、初任給調整手当の限度額を引上げ</p> <p>B 特別給 期末・勤勉手当の年間支給月数を 0.10 月分引上げ</p> <p>C 実施時期等 平成27年 4 月 1 日から実施。ただし、勤勉手当の支給月数の改定については、平成 27 年 12 月 1 日から実施</p>
--

エ 給与制度の総合的見直し（平成 28 年 4 月実施）

<p>A 地域手当の支給割合の改定 東京都特別区内に勤務する職員及び医師職給料表の適用を受ける職員における地域手当の支給割合については、人事院勧告の内容を踏まえ、札幌市職員給与条例に定める支給割合に引上げ</p> <p>B 単身赴任手当の支給額の改定 基礎額及び加算額の限度について、人事院勧告の内容を踏まえ、国と同様に引上げ</p>

オ その他の言及事項

A 人事行政運営上の検討課題

a 人材の確保、育成

長期的視点に立った職員の採用や育成とともに、職種の枠にとらわれない柔軟な人員配置も求められる。職員一人ひとりの適正と業務に応じた能力開発を行い、意欲を高め、組織力の向上へとつなげていくことが重要

b 女性職員の活躍

意欲ある女性職員が能力を発揮することができるよう、出産・育児などのライフイベントに応じてキャリアデザインを描けるような取組を進めていくことが重要。個々の職員の資質を見極め、多様な職務経験を積ませ、能力本位の評価と登用を進めていくべき

c 再任用職員の活用

市民ニーズの複雑・多様化が進む中、再任用職員の持つ豊富な知識・経験を途絶えさせないよう若手職員に引き継いでいくことが必要であり、再任用職員がその能力を遺憾なく発揮できるよう、環境整備等について、精力的に検討を進めていく必要

B 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

a 家庭生活の安定・充実に向けて

フレックスタイム制等、職員に柔軟な勤務形態の選択肢を用意することについては、どのように行政サービスを維持していくか等、職場の実態について十分考慮し、検討する必要。家庭生活の時間を確保することは、全ての職員にとって重要であり、管理監督者は所属職員の状況に配慮しつつ、適切な公務運営を行う必要

b 総実勤務時間の縮減

超過勤務の実態を調査・分析し、効果的な縮減策について検討するとともに、執行体制や仕事の進め方がどうあるべきか、基本に立ち返って見直していく必要

C 心の健康づくり（メンタルヘルス対策）

引き続きメンタルヘルス不調者の予防等に努めるとともに、再発防止に向けた実効性のある取組を進めていくことが肝要。管理監督者は、セクハラ・パワハラ防止に向けた意識啓発や、風通しの良い職場づくりに努める必要

D 服務規律の確保

職員は公務員としての高い倫理観や法令遵守の意識を持ち続けることが大切であり、管理監督者は、職員への呼びかけ等、不祥事を発生させない職場環境の形成により一層努めていく必要

E 地方公務員法の改正に伴う所要の整備

能力や実績に基づいた人事管理の徹底や退職管理の適正確保等、改正内容に沿った制度の見直し等を的確に行う必要

F 道費負担教職員の給与負担等に係る権限の本市移譲への対応

平成29年4月、市立小中学校等教職員の給与負担等に係る権限が北海道から本市に移譲される見込み。当該教職員等の勤務条件を、本市他職種との均衡等を考慮し適正なものとする必要

(3) 勤務条件に関する措置要求の審査

ア 係属状況

区 分	係 属 件 数			処 理 件 数							翌年度への繰越 (A)-(B)
	前年度からの繰越	新規要求	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定			計 (B)	
							全部認容	一部認容	全部否認		
給 与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旅 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勤 務 時 間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休 暇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
執 務 環 境	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚 生 福 利	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転 任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
任 用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	3	3	2	0	0	0	0	0	2	1
計	0	3	3	2	0	0	0	0	0	2	1

イ 完結事案一覧表

事 案 番 号	要 求 者	要 求 内 容	完 結 年 月 日	判 定
平成 27 年 8 月 31 日 付 措 置 要 求	市長部局事務職員	職場のパソコンに管理者権限でログインする場合等の通知等	平成 27 年 12 月 7 日	却下 (不受理)
平成 27 年 12 月 10 日 付 措 置 要 求	市長部局事務職員	職場のパソコンに管理者権限でログインしないこと及び電子メールの受発信を傍受しないこと等	平成 28 年 2 月 18 日	却下 (不受理)

(4) 不利益処分に関する不服申立ての審査

ア 係属状況

区 分	係 属 件 数			処 理 件 数							翌年度への繰越 (A)-(B)
	前年度からの繰越	新 規 申 立 て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定			計 (B)	
							処分取消	処分修正	処分承認		
分限処分	降 給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降 任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	分限免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
懲戒処分	戒 告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減 給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	停 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	懲戒免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転 任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	